

平成36年度に資産割を廃止し、 算定方式を4方式から3方式に変更します

保険税（料）水準の統一を目指す一貫として、県内全市町の保険税（料）算定方式を平成36年度までに3方式（所得割・均等割・平等割）に統一し、資産割を廃止することが決定しました。

本町では、国民健康保険加入者の急激な保険税負担の変化を抑制するために、平成30年度から平成35年度までの6年間をかけて資産割などの賦課割合の段階的な調整を行い、平成36年度に資産割を廃止して3方式に移行します。
※賦課割合とは・・・国民健康保険の財源として確保する保険税全体の構成割合のことです。

4方式から3方式へ移行する際の賦課割合のイメージ図

算定年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
賦課割合 区分	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割
	資産割	資産割	資産割				
	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割
	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割
算定方式	4方式						3方式

国民健康保険制度の県単位化による 国民健康保険税の税率改定について

国民健康保険制度の県単位化により、平成36年度に向けて県内全市町の保険税（料）水準を統一することとなり、急激な保険税（料）負担の増加が見込まれる市町に対しては、平成30年度から平成35年度までの6年間は国の公費による財源調整などによって激変緩和措置が適用されます。

本町の保険税水準は、県単位化により平成36年度に向けて上がっていくこととなりますが、平成30年度においては、激変緩和措置適用の対象となり、急激な税率の上昇が抑制されることとなりました。

※（ ）内は平成29年度分

平成30年度国民健康保険税の税率表 (4方式)		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
所得割	算定基礎額	5.47% (4.83%)	1.71% (1.54%)	1.90% (1.98%)
	平成29年中の所得－基礎控除額 (33万円) に対して			
資産割	算定基礎額	11.00% (12.65%)	3.55% (4.17%)	4.91% (6.04%)
	平成30年度の固定資産税額（土地・ 家屋にかかる税額）に対して			
均等割	加入者1人ごとに	26,100円 (26,100円)	8,000円 (8,000円)	10,600円 (10,700円)
平等割	1世帯ごとに	18,500円 (18,500円)	5,700円 (5,700円)	5,400円 (5,800円)

平成30年4月から 国民健康保険制度 が変わります



現在、市町村単位で運営している国民健康保険（国保）には、3つの構造的課題があります。

- 課題1 年齢構成が高く医療費水準が高い。
- 課題2 所得水準が低く、保険税の負担が重い。
- 課題3 財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町村もある。

こうしたことから、国は、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村が共同で国保を運営することとしました。
海田町の国保も、平成30年4月1日から、広島県と共同運営することとなります。

よくあるご質問 -Q&A-

Q1 どうして県と一緒に国保運営することになったの？

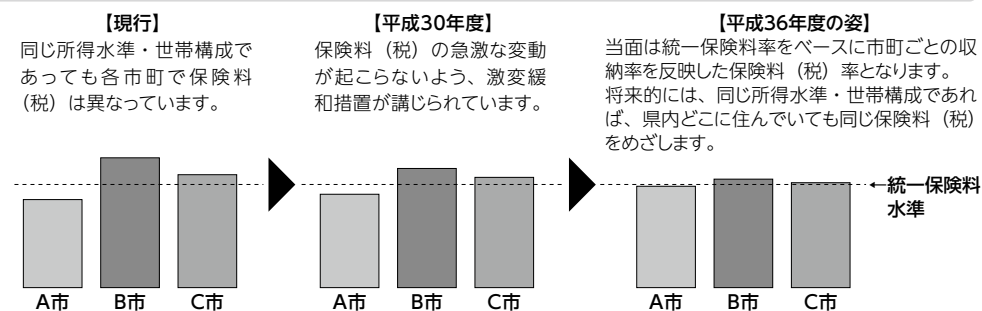
県が財政運営の責任主体となり、**県内市町と共同運営**することで**安定的な財政運営**をめざすためです。国民医療費が伸び続ける中、市町の国保の財政破たんを防ぐことができます。

Q3 保険給付はどうなるの？

- ・葬祭費の支給額が県内で統一され、平成30年4月から**3万円**になります。(これまで海田町は2万円)
- ・平成30年4月からは、県内の他市町に転出した場合でも、**高額療養費**の該当回数の**通算が可能となる場合があります。**

Q5 県単位化で保険税はどうなるの？

県が示す標準保険料率などを参考に、町が保険税率を定めて、保険税を賦課・徴収します。**被保険者の皆さんの負担の公平性を確保するため、「同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでも同じ保険税（料）」**になることをめざします。



国保の窓口は、平成30年4月以降も海田町役場です。
保険税の税額・納付のことは、税務課☎823-9226へ / 保険証・保険給付のことは、住民課☎823-9206へ